



愛川町の清龍橋(塩川滝付近) (写真提供/愛川町)

# 11回 通常総会を開催

優先に考慮し、規模を縮小し時間を短縮しての開催となった。 ナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会員皆様の健康と安全確保を最 去る6月21日、 総会提出議案は全て可決承認された。本年度の通常総会は新型コロ レンブラントホテル厚木において、 第11回通常総会を開



▶あいさつする黄金井会長

㈱厚木生花 ㈱アイシン建設 侑インテリアコウィ 何サークル・アイ

侑 双 栄 建 設

小山内

数を確認し議案審議に 長が議長に就き、 いさつした。続いて会 まり、黄金井会長があ 長の開会のことばで始 入った。 本総会は、 小松副会 定足

らの総会提出議案は満 財務諸表について説明 事務局から事業報告と 告承認の件については 査報告を行った。これ があり、 諸表承認並びに監査報 年度事業報告及び財務 第一号議案の令和3 新川監事が監

> で終了した。 事業計画及び予算について報告がなさ また、報告事項として、令和4年度の 場一致で原案どおり可決承認された。 れ、最後は中野副会長の閉会のことば

※なお、総会後の表彰式および懇親会 は、 大防止の観点から中止とした。 新型コロナウイルス感染症の拡

## 令和 4 年度

## 個人の部(敬称略

東和観光街 **何ダイワ時計店** 何 喜 久 屋 ■会長表彰状受彰者 (永年功労) 秦 打 田 幸 直 樹 司

㈱ティーエムコーポレーション 有会田開発 何小野 材木店 ㈱あらい不動産管理 侑 三 平 工 務 店 三橋ビル侑 会 松 荒 小 井 田 弘 建 高 義 征 靖 次 士 次

平 樹 俊 義 影 渉 夫 光

岩 石 子 夫 明 子 雄 な

侑エイミー

小林商事何

株ニクス 侑フラット **侑神奈川共済** 何村 上 呉服店

■会長感謝状受彰者(永年功労)

Щ 島 П 貞

雄 規

何山 口倉庫 侑マシマ

■会長感謝状受彰者

(新規会員獲得社数5社以上の者)

有鍛代 勇石材店 鍛 代 勇

団体の部(敬称略)

■会長感謝状受彰支部 (新規会員獲得社数の最高位の支部)

荻野支部 8 社

■会長感謝状受彰地区

# (新規会員獲得社数の優秀地区)

2 位 旭町西地区 下荻野地区 7 社 4 社



「けんた」

# ノォト・トピックス

「税の標語」表彰受賞者

### 上部団体の全法連・県法連の 法人会功労者表彰 受彰者

(敬称略:順不同)

清

- ◆(公財)全国法人会総連合 会長表彰状受彰者 (株)東明サイエンス 西
- ◆(一社)神奈川県法人会連合会 会長表彰状受彰者

黄金井酒造㈱

▼女性部会・青年部会が

大切さなどの意識啓発を行った。

黄金井 康 巳

(有)大橋硝子建材

子 大 橋 啓

(株)アイコーホーム 鳥 羽

小学6年生対象の租税教室開催を支援

女性部会と青年部会は、厚木税務署と協力し、小学校 の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や

(厚木愛甲地区の小学校15校・37クラスを担当/6月・7月開催)

ありがとう 重 地域の魅力は あなたの税 直 様 (厚木市上依知 在住)

Ш

田

澤

田

麻衣子

様

(厚木市水引 在住)

あなたと私が

支え合う

《新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、 適切な感染症対策を講じて実施。

使いみち、

知って役立つ

あなたの

税

共に築こう、

豊かな未来

町作り 納めて生かそう みんなの税金

谷

口

勇

様

(厚木市飯山

在住)

納税は 元気な国への

みちしるべ

Ш

輝

子

様

(厚木市恩名 在住)

作 畄

(3作品)

俊

治

様 (厚木市下津古久 在住)

### ▲経理実務講座(5回シリーズ)

5月24日から厚木商工会議所におい て、初級者を対象にした経理実務講座 を開催した。税理士会厚木支部所属の 加藤幸子税理士に講師を依頼し、仕訳 の仕方や帳簿のつけ方、決算書の作成 方法など、簿記とその関連事項につい て研修した。



厚木税務署担当官を講師に招 アーバンホテル会議室におい 源泉部会は6月8日、 「源泉所得税の実務」につ 定例研修会を開催した。

# 源泉部会定例研修会



いて研修した。

担当官を講師に招き「消費税 修会を開催した。厚木税務署 商工会議所において、 インボイス制度」をテーマに 女性部会税務研修会 女性部会は6月14日、 税務研

厚

### ▲県法連主催の

### 青年部会連絡協議会セミナー

6月3日、鎌倉パークホテルにおいて、県法 連主催の青年部会連絡協議会セミナーが開催さ れた。特別講演として、宗教法人示現寺代表役 員/法華山示現寺住職/僧侶 鈴木泰堂氏を講師 に招き「魂問答」をテーマに講演が行われ、好 評を博した。

# 税務署からのお知らせ

### 令和4年度税制改正の概要について 【法人税関係】

1 積極的な賃上げ等を促すための措置

《大企業等》

間の時限措置)。その際、一定規模以 クホルダーに配慮した経営への取組み 上の大企業に対しては、マルチステー を税額控除できる制度とします (2年 加させた企業に対して、雇用者全体の を上乗せします。 積極的な企業に対しては、 ・賃上げや人材投資(教育訓練費)に を宣言していることを要件とします。 給与総額の対前年度増加額の最大30% 続雇用者の給与総額を一定割合以上増 ・積極的な賃上げを促す観点から、継 税額控除率

《中小企業》

から、 ともに、 積極的な賃上げや人材投資を促す観点 ・中小企業全体として雇用を守りつつ 控除率の上乗せ要件を見直すと 控除率を最大40%に大胆に引

> き上げた上で、 (令和6年3月31日) します。 適用期限を1 年延 長

> > 4年4月)」をご覧ください。

### 金算入 少額減価償却資産の取得価格の損

に供した減価償却資産が除かれました。 して行われるものを除きます。)の用 対象資産から貸付け(主要な事業と

どの改正がされていますので、詳細に なお、この他にも適用期間の延長な 国税庁ホームページをご覧

ください。 ついては、

### 【消費税関係】

### 〇適格請求書発行事業者の登録に関す る経過措置の適用期間の延長

等は不要)。

令和11年9月30日までの日の属する課 間が延長され、 行事業者の登録を受けた場合は、登録 できることとされました。 税期間においても、 れていますが、 となることができる経過措置が設けら を受けた日から適格請求書発行事業者 日の属する課税期間中に適格請求書発 ら適格請求書発行事業者となることが ては、免税事業者が、令和5年10月1 適格請求書発行事業者の登録につい 令和5年10月1日から 当該経過措置の適用期 登録を受けた日か

告と納税はインターネットで

国税の申告と納税は

www.e-tax.nta.go.jp

地方税の申告と納税は

www.eltax.jp

検索

エルタックス

問合せ先

厚木税務署

電話 (221) 3261 (代表)

国税庁ホームページアドレス

https://www.nta.go.jp

### 【その他】

〇電子取引データの保存方法について

令和5年12月31日までに行う電子取引 保存することが必要となりましたが、 タを送付・受領した場合には、その電 契約書・見積書などに関する電子デー 月1日施行) により請求書・領収書・ プリントアウトして保存し、 については、保存すべき電子データを 子データを一定の要件を満たした形で 令和3年度の税制改正(令和4年1 税務調査

準備をお願いします。 要となりますので、そのために必要な 存要件に従った電子データの保存が必 ただし、令和6年1月1日からは保

保存方法をご確認ください(令和4年 ムページに掲載の「電子取引データの 1月以降用)」をご覧ください。 なお、詳細については、国税庁ホー 等の際に提示・提出できるようにして

いれば差し支えありません(事前申請

令和4年度厚木税務署定期異動状況(敬称略) 令和4年7月10日付											
職名	新						IΒ				
		氏	名		前 任 地		氏	名		赴 任 先	
署 長	高	橋	雄	治	東京局 査察部 特別国税査察官	木	本	正	樹	税務大学校和光校舎 総合教育部 主任教授	
副署長	早	野		晋	留任		_	-		_	
特別国税調査官(法人)	伊	藤		忠	留任		_	-		_	
総務課長	本	間	真된	里子	横浜南署 徴収第1部門 統括官	増	澤	隆	宏	横浜南署 総務課長	
法人課税第1部門統括官	前	島	賢	=	東京局 課税第一部 審理課 総括主査	上	村	智	治	芝署 特別国税調査官(法人)	
法人課税第2部門統括官	Ш		貴	洋	神奈川署 国際税務専門官(法人)	壁	地	治	彦	小田原署 法人課税第3部門 統括官	
法人課税第3部門統括官	籔	内	囯	人	留任		_	-		_	
総務課長補佐	渕	上	洋	_	留任		_	-		_	
法人課税第1部門審理上席	扣	本	敏	春	留任		_	-		_	
法人課税第1部門源泉上席	金	子	明	美	留任		_	-		_	

掲載の「消費税改正のお知らせ 詳細は国税庁ホームページに

なお、







親, 国税庁

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

### ダイレクト納付



e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付 など頻繁に納付手続をされている方



ダイレクト納付の申込みをすることで、e・Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 プラ パソコンやスマホから、即時 又は納付日を指定して、口座 引落しにより納付する方法 です。

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイ レクト納付利用届出書の提出 が必要です。



④口座引落し

で納付

③e-Taxで の届出(初回のみ) 申告·納稅

### 振替納税



### んな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を 提出する必要のある方



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

②ダイレクト納付口座

納付方法 📉

預貯金口座からの自動引落し により納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が 必要です。

※ e-Taxによる提出が可能です。



①所得税・消費税の 依頼書の提出 (初回のみ)



③口座引落し で納付





### インターネットバンキング等









納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング 又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットパンキング又はモバイルバンキング の契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、 「ペイジー(https://www.payeasy.jp/)」でご確認ください。



### クレジットカード納付







納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト (https://kokuzei.noufu.jp)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入に なるものではありません)。

# 年下上司が身に付けておくべき 齢社員の上手なマネジメント力

# 高齢社員の治月治

られるようになりました。 らは働きながら年金を受給 などの「高年齢者就業確保 まで定年引き上げ」「70歳 報酬額の引き上げが行われ しても支給停止にならない 措置」を講ずることが求め までの継続雇用制度の導入」 はいえ、事業主には「70歳 から施行され、努力義務と |法が2021年4月1日 また、2022年4月か 年齢者雇用安定法の改

とっても重要な課題である 高齢社員の活用は企業に

期待をかける【ピグマリオン効果】

ズは高まっています。

ており、

高齢者の就業ニー

り組むべき重要なテーマで 者となる「年下上司」が取 あることは間違いありませ とともに、 高齢社員の管理

説いたします。 いてもらうのか・どんな処 るべきこと」に限定して解 稿では「管理者が気をつけ うまでもありませんが、本 すること)が重要なのは言 遇をするのか、などを設計 認し、どんな勤務条件で働 の様々なマネジメント施策 もらうためには会社として (高齢社員自身の意思を確 高齢社員に元気に働いて

で、頑張れと言われても、 とが一番大切です」と、暗 を聞くことがあります。 も……」というような発言 示をかけているようなもの 退職まで大過なく過ごすこ ほどの能力はありません。 て「あなたにはもう若い人 いんですが、年輩者はどう これでは高齢社員に対し 若い者は使いやすくてい また管理者からも同様に

想がなければ何事もスター 定的なイメージを取り払い、 は、 トしません。 かけること」です。この発 彼らに戦力としての期待を 高齢社員活性化の第一歩 「高齢社員に対する否

期待に応えようとするよう 取ると部下はこれに反応し、 て嬉しくない者はいません。 効果」と言います。 この現象を「ピグマリオン になることがありますが、 上司から期待をかけられ 上司が期待を示す態度を

> た働きかけが必要なのです。 けが重要なのと同じように、 高齢社員に対してもこうし

う期待は禁物です。

よう。

頑張る気にはなれないでし

柔軟性に欠けたり新しいこ ただ、高齢社員の場合、

リバリ活躍してくれ」とい とを身につけるには少々時 誰しも衰える能力がありま 間がかかったりしますので 「若い社員と同じようにバ 人間には年を取るにつれ、

そういう事実を無視して

なげることはできません。 をさせるのでは活性化につ 若い社員と全く同一の仕事

的に多いものです。 もっており、対人関係能力 知恵、情報や人脈を豊富に より優れている場合が圧 についていえば、若い社員 高齢社員は仕事の経験や

けません。 をよく把握して、強みを活 用するようにしなければい っている能力の強み、 そのような高齢社員のも 弱み

# 大幅に権限を委譲する担当してもらう分野については

このようなことを言ってい 仕事をしてみせる!」 ば若い者に負けないだけの を与えてほしい。そうすれ 確かに頑張っている。しか し、俺たちにももっと権限 親会で50代の社員の方が ある会社の研修終了後の 待をかけている。彼らは 社長は若い者に大いに

はやる気になるし、成長し

ます。 ではなく高 い社員だけ これは若

齢社員につ いても同様

ものです。 れば、それなりに張り切る 思い通りに進められるとす 少し大きな仕事を自分の

も行なうべきです。 いので、権限委譲はぜひと 員より責任感の強い人が多 むしろ高齢社員は若い社

# 責任をもたせられると人

企業を訪問した際に経営者 からよく「年輩者は今から 研修の打ち合わせなどで

今回は参加させないことに 教育しても仕方ないだろう。 するよ」という言葉を聞き

ているよ」という働きか 若手社員に対して「期待 でしょう。 る高齢社員の方は多いこと ました。この言葉に共感す

# 長幼の序」に従い、高齢社員を立てる

教えてやろうという気持ち 知識・経験・知恵など色々

社員となると、やはり遠慮 とを正し、時には叱り、遠 も、相手がベテランの高齢 慮なくモノを言える管理者 パキ指示をして間違ったこ かなければなりません。 管理者は接し方を心得てお 高齢社員の上司に当たる 日常の接し方も重要です。 若い部下に対してはテキ

況であればなおさらのこと 人が部下になったような状 かといって「俺が上司だ」 かつて自分の上司だった

とばかりに強気に出るとあ

まり良い結果は招きません。

年の差というのはいかん

ほうがよいでしょう。 ルールに優先すると考えた などです。これは職制上の 最低限すべきことのルール 長者を敬い礼を尽くすのが もあるように、年少者は年 ともしがたいものです。 「長幼の序」という言葉

葉遣いをていねいにする・ 礼儀正しく接する(言

> 見下したような言動をし 挨拶は自分から先にする

損なわれません。 って、上司の権威は少しも むしろ「礼儀正しい上司 これを実行したからとい

ってもらえます。 仕事をしていれば、指示

までもていねいでなければ たのでは管理職失格です。 す。そんな時に遠慮してい のです。 てください」と言えば良い したので○○さんも注意し これこれの件で全員に徹底 なりません。「〇〇さん、 ならない場面は必ず生じま をしたり注意をしなければ しかし、言葉遣いはあく

### を借りる・相談を持ちか 高齢社員を頼る(知恵

若い者が自分を頼って相談 て悪い気はしないものです。 をもちかけてくれれば決し 喜んで自分のもっている 年長者からみれば、 年の

ているのです。 ません。情報は豊富にもつ 事をしてきたわけではあり 高齢社員はだてに長年仕

だ」と、かえって好感を持 報を手に入れることができ、 くいけば、管理者はその情 高齢社員も気持ちよく働け コミュニケーションがうま 相手を立て、

### ます。一石二鳥です。 話を聴いてあげる

ります。 みに話が発展することもあ 平不満、愚痴、うらみつら と、自慢話から始まって不 高齢社員と話をしている

打ち、共感しながら最後ま そんな場合も、 相づちを

> ほしいから言っている場合 が多いのです。 く、ただ聴いてくれる人が って言っているわけではな て、わがままを通そうと思 でつき合うことが大切です。 言っている本人にしたっ

です。 だけで気が晴れ、管理者に 対する信頼感も高まるもの 全部聴いてあげればそれ

頼ることで

ものです。 持ちになり、良き理解者に めに一肌脱ごう」という気 も協力者にもなってくれる そして、 「この上司のた

らないことなのです。 も教育しておかなければな が良い人間関係を築く上で の鉄則であり、若い部下に 「年長者は立てる」これ

# 必要な研修であれば受講してもらう

ノをいいます。

若い社員だけでなく、 発を行えば何歳になっても くものですが、適宜能力開 年齢とともに低くなってい めることは可能です。 職務遂行能力をある程度高 少子高齢化が進む昨今、 務遂行能力は一般的に 高齢

です。 わないと 戦力にな に困るの 企業とし 社員にも ては非常 ってもら

対しても積極的に能力開 を行うべきです。 だから企業は高齢社員に

のです。 と、考えている人も多いも ない。今さら研修なんて」 かだし、賃金アップは望め しかしながら高齢社員 「定年まで残りわず

べきです。 修であれば受講してもらう けさせても無駄だ」と考え 理者が「あの人に研修を受 てはいけません。必要な研 このような人に対して管

うかはもっている能力がモ ぶん多いことでしょう。 は働きたいという人もずい れる昨今、せめて70歳まで 良い仕事に巡り合えるかど ろ、再雇用に応じるにしろ、 しかし、再就職するにし 人生100年時代と言わ

努力をしていただきたいも なく説いて意識を変革する ためには、勉強することが りの人生を有意義に過ごす というように考えずに、残 必要だということを何回と この会社で「残り何年」 払う場合はな 退 V ることなどが理由とされて うに優遇されています。 ます。 これは、退職金が長年 種 税に用いられない 職金については、 恣意性が入りやすい そのため、 生活を保障する必要があ 格があることや、 務に対する功労報酬的な べ税の負担が軽くなるよ 退 の制 職 金 限 注意が必要です。 役員退職金を支 が設けられてい 特に支給の 与や賞与と ために 過度な 退職後 役員 O

### 留意点 役員退職金 退職者と法人の税務 税理士

1

神田博則

関する税務をご説明いたし

職

人に分けて、

役員退職金に

を受ける個人と支給する法

金の金

額から、

退 取

職 0 所た

Ę

役員退

職金

の支給

算はまず、

受け

### 【計算式】

退職所得=(退職金の金額-退職所得控除額)×1/2

### 【退職所得控除】

勤続年数 A	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × A (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円+70 万円×(A-20年)

【設例】38年勤務した方が退職し、退職金3,000万円 を受け取った場合

①退職所得控除額

·······800 万円+70 万円 × (38 年-20 年 ) = 2, 060 万円

②退職所得金額

······(3,000 万円-2,060 万円)×1/2=470 万円

③所得税額

·······470 万円 ×20%-42 万 7500 円=51 万 2,500 円

④復興特別所得税

·······51 万 2,500 円 ×1,021=52 万 3,262 円

⑤住民税の金額

······470 万円 ×10%=47 万円

所得税の速算表					
課税される所得金額	税率	控除額			
1,000 円から 1,949,000 円まで	5%	0円			
1, 950, 000 円から 3, 299, 000 円まで	10%	97, 500 円			
3, 300, 000 円から 6, 949, 000 円まで	20%	427, 500 円			
6, 950, 000 円から 8, 999, 000 円まで	23%	636, 000 円			
9, 000, 000 円から 17, 999, 000 円まで	33%	1, 536, 000 円			
18,000,000 円から 39,999,000 円まで	40%	2, 796, 000 円			
40,000,000 円以上	45%	4, 796, 000 円			

退 本的 職 者 な計算方法 の税務

得や事業所得などと区分し 通りです。 職所得の計 退 職 います。 所得は、 職所得のみで税額計 算式 他の給与所 以は左図

表

退 0

れて、 なるという仕組みです。 示します。 2 る法人の役員等が支給を受 具体的な計算例 続年数が5年以下であ 退職所得の 体的な計算例を左図に 計算の

計算します。 数に応じて上図表のように 控除を差し引きます。 続年数が長くなるに 退職所得控除が多く 所得控除は、 勤続 特例 0

いらに で の 計のの また、 適用はありま える部分については、2 た額のうち300万円を 退 ついては、退職金の額 算において2分の1 に 1計算の 職所得控除額を差し引 ついては、 (令和4年以後適用) 適用はあ 退職 いせん。 所得 計

る方が支給を受けた退職金 として支払いを受けるも 等勤続年数に た退 勤続年数が5年以下であ 職 法人の役員等以外 うち、 対応するも その 算 0

りま カコ 4 か 基

を記 申告書」を提出します。 は、支給する勤務先に対し づき勤な 申告書には勤続期間など してくれますので、 かる税額を計算し源泉徴 確定申告等は不要とな 載しますので、これに 職所得の受給に関す 職金の支給を受ける際 退職金の源泉徴 務先が退 職所得に その Ź \$

めの措置です。 所得 間 で退職を繰り 0 優遇を過大に受 返

得の受給に関する申告書」 を提出しない場合は、勤務 生は正しい税金計算ができ ませんので、退職金の支給 額に20.42%を乗じた金額 を源泉徴収します。

退

精算する必要があります。 が確定申告を行い、税額を この場合は、受給者本人

## 税務法人税

### - 過大役員退職金

過されています。 負担が少なくなるように優 負地が少なくなるように優

そのため、役員退職金が過度に税負担を減らす目的で悪用されないように、法人税法では「内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、損金の額に算入しない」と規定されています。

た役員に対して支給した退法施行令において「退職しめる金額といっても法人税部分の金額として政令で定部分の金額として政令で定

職給与の額が、当該役員のその内国法人の業務に従事との内国法人でその事業規模が類似するものの役員に対が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況する退職給与の支給の状況する退職給与の支給の状況が類似するものの受員に対する退職給与のを治の状況が類似するものの受員に対する退職給与のを治の決定されていません。

られています。 一般的には、「功績倍率

### 【適正な役員退職金】

ません。

はありませんし、これ以上認められないということでそのため、この倍率しか

とされた事例もあります。とされた事例もあります。とされた事例もあります。 とされた事例もあります。 とされた事例もあります。 とはいえ、この倍率の範囲内であれば税務署に認められやすいということは事られやすい倍率を用いる場合しく高い倍率を用いる場合しく高い倍率を開いる場合を、退職直前に報酬月額をや、退職直前に報酬月額をや、退職直前に報酬月額をを、退職直前に報酬月額をを、退職直前に報酬月額を

# 員退職金

退職金は通常その法人でり給付されるものですが、り給付されるものですが、と法人の役員については、その業務分掌が大きく変更された場合にも退職金が支給れた場合にも退職金があります。

常勤役員になった場合です。常勤役員になった場合できとして取り扱うことができとして取り扱うことができます。

給した退職金が認められる →3では、分掌変更等で支 法人税法基本通達9─2

①常勤役員が非常勤役員にています場合として、次の例を挙げ

率でも認められた事

②取締役が監査役になった

③分掌変更等の後における

ご注意いただきたいのは、

ある点です。という留意事項がいる者をといいる者をという留意事項がいる者をでした。」という留意事項がある点です。

これはオーナー企業の社 長が後継者に経営を引き継 長が後継者のためとはいえ、非 後継者のためとはいえ、非 後継者のためとはいえ、非 常勤役員となった後におい てもいろいろと経営に関与 していると、「経営上主要 していると、「経営上主要 していると、「経営上主要 とされ な地位を占める者」とされ な地位を占める者」とされ な地位を占める者」とされ な地位を占める者」とされ な地位を占める者」とされ な地位を占める者」とされ

たとえば、

常勤役員が非

ら代表権のない会長に分掌裁決例では、代表取締役か有名な国税不服審判所の

退職金の損金算入を否認し変更後も経営上主要な地位変更後も経営上主要な地位変更ないたと認めて役員を占めていたと認めて役員をおいる。

接待に同席していた
取引先との折衝について
取引先との折衝について

午前中だけではあるが

ほ

役員報酬の決定や人事に どに立ち会っていた がなる融機関との利率交渉な

人していた関与していた

この裁決事例は少々やり この裁決事例は少々やり できの感もありますが、事 すぎの感もありますが、事 する際などは、「経営上の する際などは、「経営上の 記定されないように、極力 認定されないように、極力 認定されないように、極力 おって経営に関与しないがあり、そのような状況にすることができず継続して経営に関与しなず継続して経営に関与しなず継続して経営に関与しない方が賢明です。



納付が可能になりました。 現金を使用せずに税金や公共料金の 税の導入により、市の窓口に行かず、 税である地租や所得税などの徴収は 利用して始められました。 明治時代に都市部で郵便振替制度を 座から自動的に税金が引き落とされ ない納付方法 市町村が行っていましたが、 る便利な制度です。この振替納税は 振替納税は、 一つであり、 (キャッシュレス納付) 非対面で現金を使わ 金融機関の預貯金口 当時、 振替納 玉

うか**?** のは、 は次のうち、 人口の多い市でしたが、それ 振替納税を最初に導入した どこの市だったでしょ

1 横浜市

2

京都市

大阪市

(税務大学校 「税の歴史クイズ」)

でお送りください。 答えと氏名、 郵便もしくはFAXで事務局ま (1社1名まで) 住所、 正解者の中から抽 会社名を明記 に粗品を進



答え…ウ 令和4年1月号ぜいきんクイズの解答 呈いたします。 /令和4年8月31日まで 12 本

めに、 給を大蔵省主税局に要請し、 ネッカーが横浜地区のドイツ海軍兵4 所蔵されています。 販売株式会社に配給を指示した史料が がビール販売を統括していた中央麦酒 70名と東京地区の大使館員40名のた 家庭用と業務用の配給量は大幅に削減 ドイツ大使館付海軍武官P・ヴェ 一人当たり月12本のビールの配 租税史料室には、 ちなみにこの頃 昭 主税局長 和 18

あり、 ル スフェルト氏は、 時 和22年に帰国するまで続きました。 とがうかがえます。ドイツ海軍兵の横 を考慮しても、 たり月2本とされていました。 0 浜・箱根における滞在生活は、 本」という数字は、 ?松坂屋旅館に滞在していたF・マン 好物が米、 の配給本数は、 になったと後年述懐しています。 加えてビール大国であったこと 都市部においては 刺身、 極めて量が多かったこ この間に自身の一番 地域によって差は そして麦酒 ドイツが 同盟国で 戦後 世帯当 「 月 12 当

税務大学校「税の歴史クイズ」)

### 税 識 税に関する作品力 の高揚 • 意識啓発のために レンダー」を作製

税意識の高揚並びに税についての理解 域住民をはじめ、 子どもたちの納

したも 作品カレンダー」(4月~翌 が小学生の児童を対象に実施 3月)を作製した。このカレ 庁舎等の公共機関をはじめ している「税の絵はがきコン ている「税の標語」や女性部会 ンダーは、 クール」の優秀作品を題材に 当会管轄区域の市 毎年当会で募集し 国税局や厚木税

> 掲示を依頼した。 厚木愛甲地区の各小学校に配付して、

配 付



れており、

当時

0)

★新設法人説明会 会場/厚木税務署別館会議室 ◇8月22日 (月) 13 時 30 分

★チャリティーゴルフ大会 ◇9月6日(火)※別紙参照 会場/厚木税務署別館会議室 ◇8月24日 (水) 13 時 30

★源泉部会定例研修会 会場/厚木アーバンホテル ◇9月7日(水)※別紙参照 会場/清川カントリークラブ

★改正税法説明会 ★決算法人説明会 会場/厚木商工会議所会議室 会場/厚木税務署別館会議室 ◇9月12日 (月) 13時30分 ◇9月29日(木)※別紙参照 (インボイス制度)

★決算法人説明会 ▼新設法人説明会 会場/厚木税務署別館会議 ◇10月13日 (木) 13時30分

★地域ふれあい講演会 会場/厚木税務署別館会議<sup>1</sup>公1月14日(金)13時30分

◇10月19日(水)※別紙参照

★法人税申告書の作成講座 会場/厚木商工会議所会議室 ◇10月(4回シリー 会場/厚木市文化会館大ホール ブ ※別 紙参照

事務局までお問合せください。 事業は会員以外の方でも参加できます。 - 務局へご確認ください。 日時等は変更する場合がありますので 本会HPまたは法人会

【事務局からのお願い】

055) までご連絡をお願いいたします。 された場合は、法人会事務局(電話221 -代表者名、 所在地、 資本金等が変更

### インターネットセミナーのご案内

### 本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援 情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開して



いますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・ 好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

### -【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(FL221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- ■浅岡信一税理士事務所 厚木市旭町2-2-18 電話(046)229-7030
- ■税理士法人あいかわ 和田明 愛川町春日台5-4-8電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人 厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階 電話(046)222-8800
- ■村松マユミ社会保険労務士事務所 厚木市栄町1-5-4-504 電話(046)225-0725
- ■八木章 司法書士事務所 厚木市水引1-15-17 小島ビル2階 電話(046)297-3105
- ■司法書士 石垣公雄事務所 厚木市寿町3-4-5 米山ビル301 電話(046)221-5556

ぜいきんクイズその他各種の お申込み・応募先は、法人会事務局まで 〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階) 公益社団法人 厚木法人会 事務局 TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808 E-mail info@a-net.or.jp

### 個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

### 「税に関する絵はがきコンクール」 作品募集

女性部会では、租税教育活動の一環として 税金は毎日の生活の中でどのように役立って いるのかということを小学生のみなさんに知っ ていただき、理解と関心を深めていただくた



め、「税に関する絵はがきコンクール」の作品を募集して います。

お申込み・お問合せは法人会事務局までご連絡ください。

テーマ 税に関する絵

応募資格 厚木・愛甲地区在住または、

厚木・愛甲地区の小学校の児童

応募点数 児童1人につき1点

描写素材問わず、文字等の

書入れも可 応募締切 8月31日必着

**ー ご応募お待ちしています —** 

※上記Q Rコードからも お申込み出来ます。



### 新型コロナウイルスに関する対策リンク集

本会HPには、「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」(政府・行政機関等からのご案内)を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、テキストや研修用動画を多数公開しております ので、ご活用ください。

### テキスト

- ◇令和4年度税制改正のあらまし
- ◇わかりやすい会社の決算・申告の実務(決算法人用)
- ◇新設法人のための会社の税金ガイドブック(新設法人用)

### 研修用動画

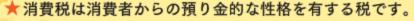
- ◇これだけは知っておきたい「決算」対策(決算法人用)
- ◇経営に差がつく!知って得する「税」のお話(新設法人用)

### 新入会員紹介

期間 [令和3年12月~令和4年6月]

地区·支部名	会 員 名		
厚 木 西	株式会社 KOG		
厚 木 西	株式会社 全国儀式サービス		
小 鮎	アピ歯科クリニック		
小 鮎	株式会社 サンゴウ		
荻野上中	8787com 株式会社		
睦 合 南	田上 祥子		
妻 田	株式会社 ヤマグチライン		
依 知 中	合同会社 リバーサイドエンタープライズ		
依 知 中	ハッピーれん		
愛川第 5	初名機工 株式会社		
※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。			

# 消費税の期限内納付を流れずに。



- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、 消費税の確定申告が必要です(\*\*)。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(\*2)</sup> に応じて中間申告・納付が必要となります。

消費税には申告・ 納付期限<sup>(※3)</sup>が あります。 申告・納付には e-Taxが利用 できます。 個人事業者の方は 振替納税も 利用できます。

### 期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください(\*\*4)

直前の課税期間の 確定消費税額(※2)	申告・納付回数				
4,800万円超	年12回(確定申告 1 回、中間申告11回)				
400万円超4,800万円以下	年 4 回 (確定申告 1 回、中間申告 3 回)				
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)				
48万円以下	年 1 回 (確定申告 1 回、中間申告不要) (**5)				

- ※1 基準期間の課程売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課程売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- える事業者は、消費税の確定中省が必要で ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※3 法人は課税期間終了の日の型日から2ヵ月以内、 個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申 告と納付を行う必要があります。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下 の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨 の届出書」を提出した場合には、自主的に中間 中央・終付することができます。

